

電気通信事業法第27条の3の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定

(諮問第3152号)

< 目 次 >

1	諮問書	1
2	概要	2
3	告示案	7

(公印・契印省略)

諮 問 第 3 1 5 2 号

令 和 4 年 6 月 2 4 日

情報通信行政・郵政行政審議会

会長 川濱 昇 殿

総務大臣 金子 恭之

諮 問 書

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第27条の3第1項の規定に基づき、別紙のとおり同条第2項の規定の適用を受ける電気通信事業者を指定することとしたい。

については、同法第169条第2号の規定に基づき、上記のことについて諮問する。



総務省

電気通信事業法第27条の3の規定の適用を受ける 電気通信事業者の指定

令和4年6月
総務省
総合通信基盤局

- ・ モバイル市場の公正な競争を促進するため、電気通信事業法第27条の3等において、携帯電話事業者・代理店に対する規律を規定。
- ・ 対象役務※は、携帯電話サービス及び全国BWAサービス(スマートフォン、フィーチャーフォン、タブレット、モバイルルータ)
- ・ **対象事業者※は、MNO、MNOの特定関係法人、MVNOのうち利用者数の割合が0.7%を超える者(現行の告示で指定する対象事業者は合計34社)及び販売代理店**

※ 対象役務・対象事業者は、電気通信事業法第27条の3第1項に基づき指定。

競争を行う際の最低限の基本的なルールとして、携帯電話事業者・代理店に対して以下の規律を規定。違反した場合には業務改善命令の対象。

通信料金と端末代金の分離

- 端末の購入等を条件とする通信料金の割引を禁止
- 通信契約とセット購入時の端末代金の値引き等の利益の提供を上限 2万円に制限
(先行同型機種 of 買取価格を下回ることも不可。)
- 端末代金の値引き等の利益の提供の例外
 - ① 廉価端末
→ 0円以下とならない範囲で利益提供可
 - ② 通信方式変更/周波数移行に対応するための端末
→ 0円未満とならない範囲で利益提供可
 - ③ 不良在庫端末
→ 製造が中止されていない端末については、最終調達から2年で半額までの利益提供可、
→ 製造が中止された端末については、最終調達から12か月で半額まで、24か月で8割までの利益提供可

※ 新規契約を条件とする通信料金の割引、利益の提供についても同様のルール

行き過ぎた囲い込みの禁止

- 期間拘束契約の期間の上限 2年
- 期間拘束契約の違約金の上限 1,000円
- 期間拘束のない契約の提供の義務付け
- 期間拘束の有無による料金差の上限 170円/月
- 更新を伴う契約が満たすべき条件
 - ① 契約締結時に、契約期間満了時に期間拘束を伴う契約で更新するかどうかを利用者が選択可能
 - ② ①の選択によらず料金その他の提供条件が同一
 - ③ 契約期間満了時に、期間拘束を伴う契約で更新するかどうかを利用者が改めて選択可能
 - ④ 違約金なく契約を解除可能な更新期間が少なくとも3か月間設けられている(自動更新なしの場合は1か月)
- 継続利用割引時の利益の提供 1か月分の料金/年

□ 電気通信事業法第27条の3では、規律の対象となる役務・事業者の指定について以下のとおり規定。

(移動電気通信役務を提供する電気通信事業者の禁止行為)

第二十七条の三 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、**移動電気通信役務**(第二十六条第一項第一号に掲げる電気通信役務又は同項第三号に掲げる電気通信役務(その一端が移動端末設備と接続される伝送路設備を用いて提供されるものに限る。))であつて、電気通信役務の提供の状況その他の事情を勘案して電気通信事業者間の**適正な競争関係を確保する必要があるものとして総務大臣が指定するもの**をいう。以下同じ。)を**提供する電気通信事業者**(移動電気通信役務(当該電気通信事業者が提供するものと同種のものに限る。))の利用者の総数に占めるその提供する移動電気通信役務の利用者の数の割合が電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものとして総務省令で定める割合を超えないものを除く。)を**次項の規定の適用を受ける電気通信事業者として指定することができる。**

2 (略)

3 第一項の規定による**移動電気通信役務の指定及び電気通信事業者の指定は、告示によつて行う。**

⇒ 対象となる移動電気通信役務は、役務指定告示(令和元年総務省告示第166号)により指定。

① 指定する役務:携帯電話サービス及びBWAサービス

② ①から個別に除外する役務

1 BWAアクセスサービス(その業務区域が都道府県の区域の一部又は一の市町村の区域の全部若しくは一部を超えないものに限る。)及び当該BWAアクセスサービスの提供に用いられる端末系伝送路設備を用いて提供されるインターネット接続サービスの役務

2 卸電気通信役務

3 契約約款に定める料金その他の提供条件によらず、料金その他の提供条件についての別段の合意に基づき法人に対して提供される電気通信役務

4 電気通信事業者が電気通信設備を制御することにより、特定地点以外での利用を制限して提供される電気通信役務

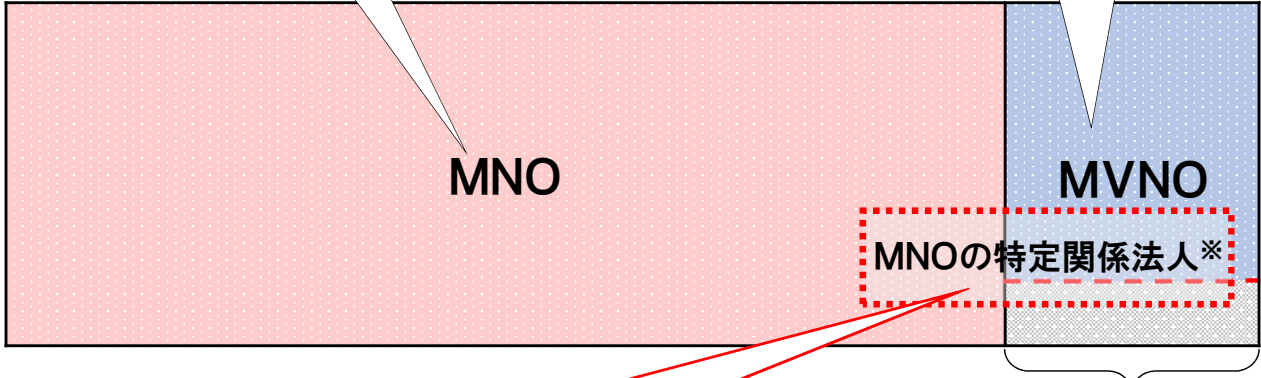
5 特定の用途に対応するため機能が限定的で拡張性がない移動端末設備向けの電気通信役務であつて、専らデータ伝送役務(従としてその利用の態様が著しく制限された音声伝送役務が付加されているものを含む。)として提供される役務

⇒ 対象となる電気通信事業者は、本件により指定。

- **禁止行為規律の対象となる電気通信事業者として次の電気通信事業者を告示によって指定**(現行の告示は、令和3年総務省告示第344号)。
 - ・MNO及びMNOの特定関係法人のうち移動電気通信役務を提供している者については**全事業者**
 - ・MVNOについては**移動電気通信役務の利用者の数の割合が0.7%を超えるもの**

MNO: 全て指定
 (自ら周波数の割当てを受けてネットワークを運用する電気通信事業者は競争への影響が少ないとは考えられないため。)

MVNO: 利用者の数の割合が0.7%を超えるものを指定
 (利用者の数が100万(割合換算で約0.7%)を超える電気通信事業者は、競争への影響が少ないとは考えられないため。)



MNOの特定関係法人のうち移動電気通信役務を提供している者: 全て指定(潜脱防止のため。)

- 【計算方法】**
- ・ 毎年度末時点の移動電気通信役務の利用者の数を用いて、1年に1回、割合を計算
- 【指定手続】**
- ・ 禁止行為規律の対象となる電気通信事業者を指定又は解除するときは、対象事業者に通知

※ MNOの親会社、子会社、兄弟会社、1/3超の議決権保有等の実質的な支配関係のある関連会社等

指定する電気通信事業者の見直し

- MNOの特定関係法人であるMVNOについて、① 移動電気通信役務の提供を開始予定の1者が新たに指定対象となる他、② 親会社であるMNOへの吸収合併や③ 移動電気通信役務の提供を終了したことにより、3者が指定の対象外となった。
- その他MVNOについて、直近の利用者数の割合を踏まえても、現在の対象事業者に変更なし。
- 上記を踏まえ、現行の告示(令和3年総務省告示第344号)を廃止し、計32社を指定する告示を新たに制定する。

MNO	MVNO	
	MNOの特定関係法人	その他MVNO
<ul style="list-style-type: none"> ・ NTTドコモ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ NTTコミュニケーションズ ・ NTTビジネスソリューションズ ・ NTTPCコミュニケーションズ ・ NTT BP ・ NTTメティアサプライ ・ NTTリミテッド・ジャパン ・ ドコモCS ・ NTTレゾナント ← ① 	<ul style="list-style-type: none"> ・ IIJ ・ オプテージ ・ ○△事業者 ・ ×××事業者 ・ ... <p style="text-align: right;">↑ シェアが 0.7%超</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ KDDI ・ 沖縄セルラー電話 ・ UQコミュニケーションズ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ジェイコム地域会社(11社)* ・ ソラコム ・ 中部テレコミュニケーション ・ ビッグローブ 	<div style="border: 2px solid red; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>計32社 (現行は計34社)</p> </div>
<ul style="list-style-type: none"> ・ ソフトバンク 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ウイルコム沖縄 ← ② ・ SBパートナーズ ← ③ ・ ヤフー ・ LINEモバイル ← ② 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 楽天モバイル 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 楽天コミュニケーションズ 	

※ 大分ケーブルテレコム、ケーブルネット下関、ジェイコムウエスト、ジェイコム九州、ジェイコム埼玉・東日本、ジェイコム札幌、ジェイコム湘南・神奈川、ジェイコム千葉、ジェイコム東京、土浦ケーブルテレビ、横浜ケーブルビジョン

○総務省告示第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十七条の三第一項の規定に基づき、同条第二項の規定の適用を受ける電気通信事業者を次のとおり指定する。

なお、令和三年総務省告示第三百四十四号（電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定に基づき、同条第二項の規定の適用を受ける電気通信事業者を指定する件）は、廃止する。

令和 年 月 日

総務大臣 金子 恭之

- 一 株式会社NTTドコモ
- 二 沖縄セルラー電話株式会社
- 三 KDDI株式会社
- 四 ソフトバンク株式会社
- 五 UQコミュニケーションズ株式会社
- 六 楽天モバイル株式会社
- 七 株式会社インターネットイニシアティブ
- 八 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
- 九 NTTビジネスソリューションズ株式会社

- 十 株式会社エヌ・ティ・ピー・シーコミュニケーションズ
- 十一 エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社
- 十二 エヌ・ティ・ティ・メディアサブライ株式会社
- 十三 NTTリミテッド・ジャパン株式会社
- 十四 エヌ・ティ・ティ・レゾナント株式会社
- 十五 大分ケーブルテレコム株式会社
- 十六 株式会社オプテージ
- 十七 株式会社ケーブルネット下関
- 十八 株式会社ジェイコムウエスト
- 十九 株式会社ジェイコム九州
- 二十 株式会社ジェイコム埼玉・東日本
- 二十一 株式会社ジェイコム札幌
- 二十二 株式会社ジェイコム湘南・神奈川
- 二十三 株式会社ジェイコム千葉
- 二十四 株式会社ジェイコム東京
- 二十五 株式会社ソラコム

- 二十六 中部テレコミュニケーション株式会社
- 二十七 土浦ケーブルテレビ株式会社
- 二十八 株式会社ドコモCS
- 二十九 ビッググローブ株式会社
- 三十 ヤフー株式会社
- 三十一 横浜ケーブルビジョン株式会社
- 三十二 楽天コミュニケーションズ株式会社